

(3)

伊 丹 市 全 図 3

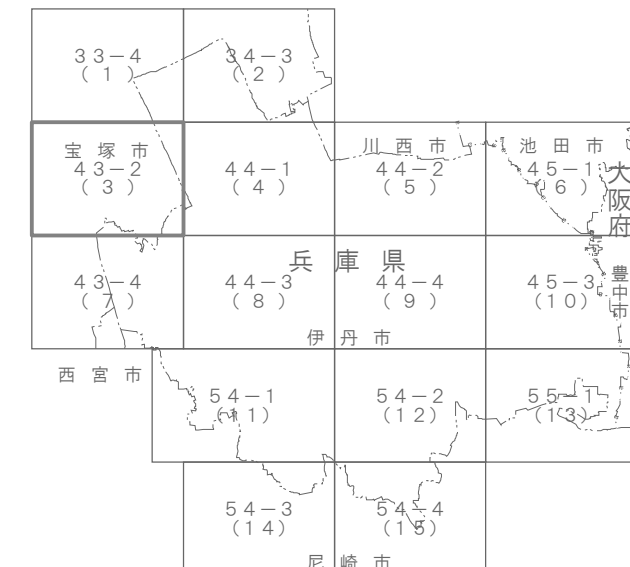


1 : 2, 500

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て院所管の測量成果を使用して得たものである（承認書番）平23 近公第149号
この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て院所管の測量成果を使用して得たものである（承認書番）平25 近公第147号
この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て院所管の測量成果を使用して得たものである（承認書番）平28 近公第208号
この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て院所管の測量成果を使用して得たものである（承認書番）令 5 近公第214号

伊 丹 市

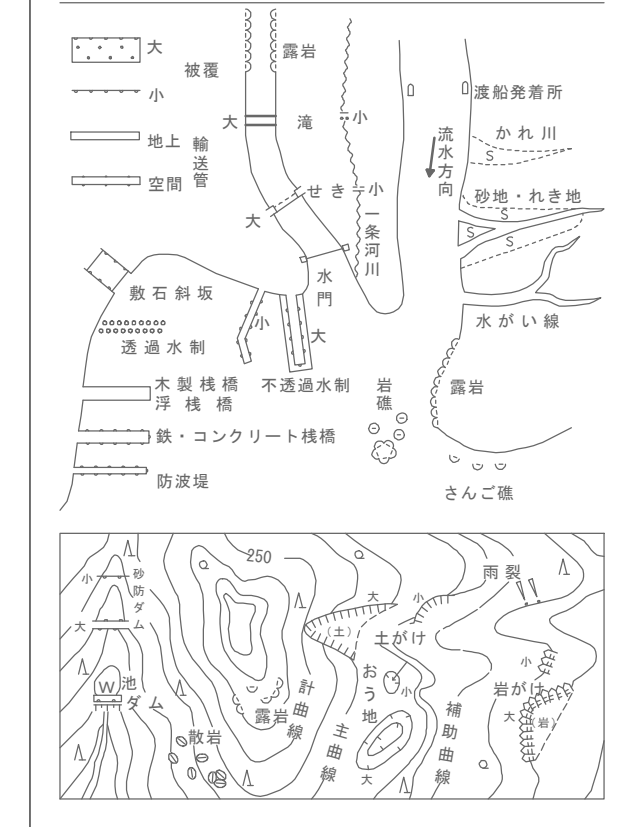
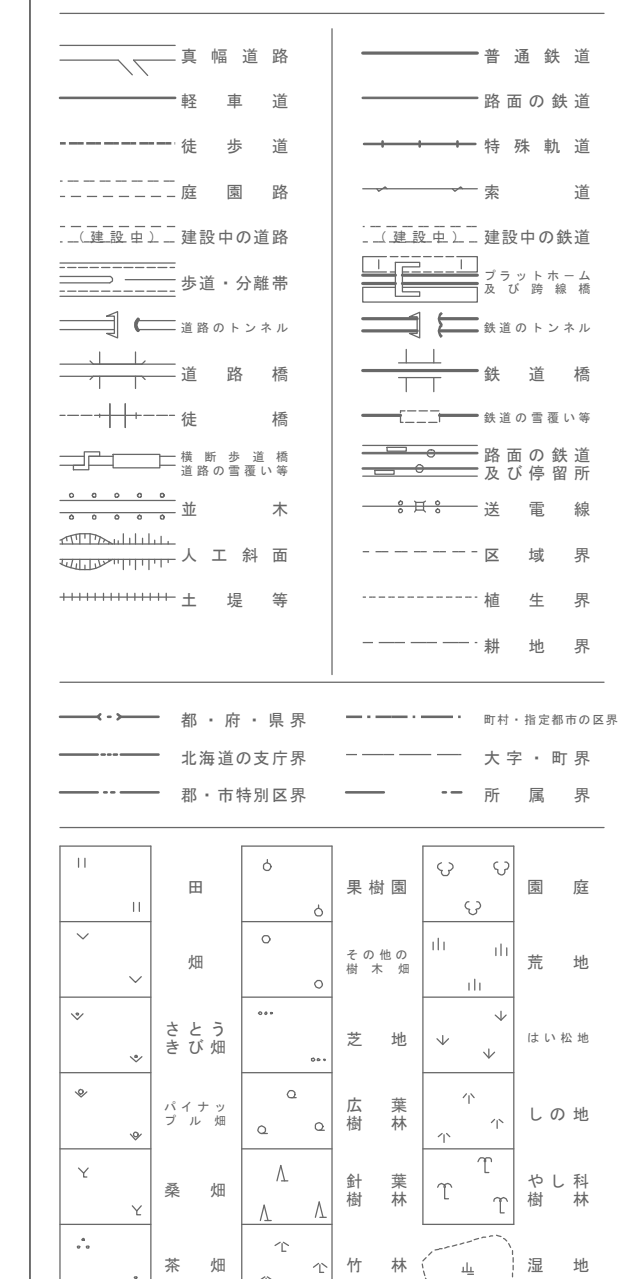
(3)



記号

[illegible]

44-1 (4)



産権系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ産権系
 投標は株式会社メタル国産
 国産に代表するである産権係はキロメートル単位
 方面は0.5キロメートル単位
 国産に代表するである経路項目は1秒未満
 高さの基準は東京市の平均海面
 等高級の国産は2メートル
 経路敷設地は、対象系と
 平面的角産権は、対象系と
 に対応

(3)